

○平成24年第4回市議会定例会に付議する案件

承認案件	1件
条例改正案件	1件
単行案件	1件
補正予算案件	2件
人事案件	7件
計	12件

《承認案件・条例改正案件・単行案件》

(総務部)

〈承認案件〉

◆専決処分の承認を求める件(平成24年度美唄市一般会計補正予算(第6号))

専決第6号 平成24年11月19日専決 経営会議資料

〈条例改正案件〉

◆美唄市部設置条例の一部改正の件

農商工が連携し、地元農産物などを活用した新商品開発や新たなサービスを提供するなど、「農」の魅力を「食」に結びつけ、情報発信による販路拡大や観光交流を促進し、産業づくりの施策を一体的に進めるほか、職員数の適正化と効率的な組織体制づくりを推進するため、「商工交流部」と「農政部」を統合し、「経済部」とするもの。なお、附則において美唄市議会委員会条例の改正を行う。

＜改正内容＞

- ・商工交流部と農政部を統合し、経済部とする。(第1条関係)

＜新＞	＜旧＞
総務部	総務部
市民部	市民部
保健福祉部	保健福祉部
<u>経済部</u>	<u>商工交流部</u>
	<u>農政部</u>
都市整備部	都市整備部

- ・部の改編に伴い、分掌事務を改正する。(第2条関係)
 - ・附則において、美唄市議会委員会条例中の産業・厚生委員会の所管事項について必要な改正を行う。(附則関係)
- 施行期日 平成25年4月1日

〈単行案件〉

◆美唄市過疎地域自立促進市町村計画の一部変更の件

北海道総合行政情報ネットワーク整備事業及び地域医療確保対策事業(基金事業)の財源に過疎対策事業債を充てるため、美唄市過疎地域自立促進市町村計画(平成22年12月17日議決)の事業内容に、当該事業を加える。

《補正予算案件》

(総務部)

◆平成24年度美唄市一般会計補正予算(第7号)

補正内容 経営会議資料

(病院事務局)

◆平成24年度市立美唄病院事業会計補正予算(第1号)

補正内容 経営会議資料

《人事案件》

◆美唄市監査委員選任の件

(扇谷 均 監査委員 任期限 平成24年12月15日)

◆美唄市教育委員会委員任命の件

(工藤 勝善 委員 任期限 平成24年12月18日)

◆美唄市教育委員会委員任命の件

(安田 昌彰 委員 任期限 平成24年12月18日)

◆美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件

(高瀬 謙二郎 委員 任期限 平成24年12月28日)

◆美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件

(伊原 潤司 委員 任期限 平成24年12月28日)

◆人権擁護委員候補者推薦の件

(円子 保 委員 任期限 平成25年3月31日)

◆人権擁護委員候補者推薦の件

(後藤 千代子 委員 任期限 平成25年3月31日)

日程(予定)

11月22日(木)	経営会議	4日(火)
23日(金)		5日(水)
24日(土)		6日(木)
25日(日)		7日(金)
26日(月)		8日(土)
27日(火)		9日(日)
28日(水)		10日(月)
29日(木)		11日(火)
30日(金)		12日(水)
12月1日(土)		13日(木)
2日(日)		14日(金)
3日(月)		

平成24年度 一般会計補正予算（第6号）専決

補 正 前 の 額		16,475,508	
(千円)			
歳 出 補 正		歳 入 補 正	
款 項 目	事 業 名	見 積 額	見積額 財源区分 款 項 目 (節)
2 総務費	衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務	22,809	22,809 国庫支出金
5 選挙費	補正内容 新規 衆議院解散(平成24年11月16日)に伴う衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務に要する経費を計上するもの。	報 酬	1,736
		職員手当等	2,548
		賃 金	2,190
		報 償 費	3,946
		旅 費	136
		需 用 費	3,547
		役 務 費	3,314
		委 託 料	2,310
		使用料及び賃借料	331
		備品購入費	2,751
3 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費			
補 正 額		22,809	22,809 国庫支出金
		22,809	国庫支出金
補 正 後 の 額		16,498,317	

平成24年度 一般会計補正予算案 (第7号)

補 正 前 の 額		16,498,317			
歳 出 補 正				歳 入 補 正	
款 項 目	事 業 名	見 積 額		見積額	財源区分
2 総務費	基金積立金	△ 63,500		△ 63,500	市 債
					22 市債
					1 市債
					1 総務債
					(過疎地域自立促進特別事業債)
7 基金造成費	補正内容 減額	積立金	△ 63,500		
	市立美唄病院会計支出金の増額に伴い、当初予算に計上していた過疎地域自立促進特別事業基金への積立金を削減するもの。				
1 基金造成費					
3 民生費	介護基盤緊急整備等補助事業	44,712		44,712	道 支 出 金
					16 道支出金
					2 道補助金
					2 民生費道補助金
					(介護基盤緊急整備特別対策事業費交付金)
1 社会福祉費	補正内容 新規	負担金補助及び交付金	44,712		
	認知症対応型共同生活介護施設の施設整備事業者として指定した事業者に対し、その経費の一部を補助するもの。				
3 老人福祉費					
14 諸支出金	市立美唄病院会計支出金	63,500		63,500	市 債
					22 市債
					1 市債
					1 総務債
					(過疎地域自立促進特別事業債)
1 特別会計支出金	補正内容 増額	負担金補助及び交付金	63,500		
	病院事業会計の繰出基準に該当する「高度医療に要する経費」及び「医師確保対策に要する経費」の実所要額の増加を踏まえ、繰出基準内の支出金を増額するもの。				
6 病院会計支出金					
補 正 額		44,712		44,712	
				44,712	道 支 出 金
				0	市 債
補 正 後 の 額		16,543,029			

【地方債】

變更

事 項	限度額	
	変更前	変更後
臨時財政対策債	481,300千円	505,733千円

<変更理由>

本年度の臨時財政対策債発行可能額が決定され、当初の限度額を上回ったため変更を行うもの。

事業名	市立美唄病院事業	予算所属 市立美唄病院事務局
-----	----------	-------------------

事業の概要	
<趣旨・目的> 繰出基準に該当する「高度医療に要する経費」及び「医師確保対策に要する経費」の実所要額の増加を踏まえ、一般会計繰入金を増額するもの。 <法令根拠等> 平成24年度「地方公営企業繰出基準」（総務省）	<事業の実施体系と内容> 基準内繰入金の増額に伴い、収益的収入を補正するもの。 【予算科目】 款 1 病院事業収益 項 2 医業外収益 目 3 他会計補助金 63,500千円 【増額する内容】 高度医療に要する経費 34,000千円 医師確保対策に要する経費 29,500千円 【基準内繰入金額】 補正前 ① 273,183千円 補正 ② 63,500千円 補正後 (①+②) 336,683千円

会計	病院事業会計	款	[1] 病院事業収益	項	[2] 医業外収益	目	[3] 他会計補助金
----	--------	---	------------	---	-----------	---	------------

(単位:千円)

補正予算額		特定財源			
		国庫支出金	道支出金	地方債	その他 一般財源
特定財源の内訳					
款	項	目	名 称	金 額	
補正予算額の内訳					
					合 計

地方公営企業繰出金の増額に係る比較一覧表

N O	項 目	趣 旨	H24計画 (A)	変更後 (B)	比較 (B)-(A)
第7 1	病院の建設改良に要する経費	病院の建設改良費について、一般会計が負担するための費用（企業債償還金及び企業債償還利子に要する経費）	30,093	30,093	0
			1,561	1,561	0
第7 7	リハビリテーションに要する経費	リハビリテーション医療の実際に要する経費について、一般会計が負担するための経費	10,979	10,979	0
第7 9	小児医療に要する経費	小児医療医療の実際に要する経費について、一般会計が負担するための経費	51,281	51,281	0
第7 10	救急医療確保に要する経費	救急医療医療の実際に要する経費について、一般会計が負担するための経費	93,000	93,000	0
第7 11	高度医療に要する経費	高度な医療で採算をとることが困難であっても、公立病院として行わざるをえないものの実施に要する経費のうち、一般会計が負担するための費用	3,579	37,579	34,000
第7 15	保健衛生行政事務に要する経費	集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費について、一般会計が負担するための経費	7,000	7,000	0
第7 16(1)	研究研修に要する経費	医師及び看護師の研究研修に要する経費の一部について繰出すための経費	1,155	1,155	0
第7 16(4)	共済追加費用の負担に要する経費	病院事業会計に係る共済追加費用の負担に要する経費の一部について繰出すための経費	29,910	29,910	0
第7 16(5)	公立病院特例債利息	病院改革プランの実施に伴い必要な費用の一部について繰出すための経費	3,183	3,183	0
第7 16(6)	医師確保対策に要する経費	公立病院に勤務する医師の勤務環境の改善に要する経費の一部について繰出すための経費	19,723	19,723	29,500
		医師の派遣を受けることに要する経費について繰出すための経費	0	29,500	
第12 3	基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費	職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費の全部又は一部について繰出すための経費	21,275	21,275	0
第12 4	児童手当に要する経費	職員に係る子ども手当に要する費用の一部について繰出すための経費	444	444	0
	合 計		273,183	336,683	63,500